

一般社団法人日本小児神経外科学会 定款（案）

第 1 章 総則

第 1 条（名称）

本法人は、一般社団法人日本小児神経外科学会と称し、英文では The Japanese Society for Pediatric Neurosurgery（JSPN と略す。）と称する。

第 2 条（主たる事務所）

本法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第 3 条（目的）

本法人は、小児神経外科学の発展とその関連医学の進歩を促進し、小児神経外科学に関する教育と訓練の充実に努め、また、本法人の活動を通じて国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 4 条（事業）

本法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 年 1 回の学術集会の開催
- (2) 機関誌およびその他の刊行物の発行
- (3) 各種委員会の設置・運営
- (4) 国内および国外の関係諸学会との協力活動
- (5) 小児神経外科疾患についての啓発活動
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第 5 条（公告方法）

本法人の公告は、電子公告による。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 6 条（機関）

本法人には、その業務を遂行するにあたり、理事の他次の機関を置く。

- (1) 評議員会
 - (2) 理事会
 - (3) 監事
- 2 本法人は前項第 1 号の評議員会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という）上の社員総会とする。

第2章 会員及び評議員

第7条（会員）

本法人の会員は、次の4種とする。

(1) 正会員

本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た医師

(2) 準会員

本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た医師以外の者

(3) 名誉会員

本法人に特に功労のあった者で、理事会が推薦し、評議員会において承認された者

(4) 賛助会員

本法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人または団体

2 会員（正会員、準会員及び名誉会員）は学術集会に参加し研究発表を行い、機関誌の配布を受けるほか、各種事業に参加し、またその報告を受けることができる。

第8条（入会）

本法人に会員（正会員、準会員及び賛助会員）として入会を希望する者は、所定の用紙またはサイト上に必要事項を記入し、初年度分の年会費を添えて本法人事務局に申し込むものとする。

2 理事会は、入会の申し込みがあった者について審査をし、理事会による承認をもって、本法人の正会員、準会員又は賛助会員となる。

3 理事会は前項の者の入会を認めないときは理由を示して申込者にその旨を通知する。

第9条（学術委員及び評議員）

正会員の中より、定款施行細則（以下「細則」という。）の規定に基づき、学術委員及び評議員を選任する。

第10条（社員たる資格）

本法人は、前条の規定により選任された評議員をもって、一般社団法人法上の社員とする。

第11条（年会費）

正会員、準会員及び賛助会員は、細則に定める年会費を納入しなければならない。

2 既納の会費については、理由の如何を問わずこれを返却しない。

3 名誉会員については、年会費を免除する。

第12条（任意退会）

退会を希望する会員は、その旨を本法人事務局に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未払いの会費がある場合は、その納入後に退会できるものとする。

第13条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、評議員会において、総評議員の半数以上であって、評議員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款及び細則に違反した場合
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をした場合
- (3) その他、除名すべき正当な事由があった場合

第14条（会員資格の喪失）

前2条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

- (1) 会員の死亡、失踪宣告又は団体の解散（団体の解散を追加）
- (2) 連続して2年間、年会費の納入を怠った場合

第15条（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第16条（学術委員及び評議員資格の得喪）

学術委員及び評議員はいつでも辞任することができ、辞任しようとする者は、辞任届を本法人事務局に提出しなければならない。

2 前項の場合によるほか、本法人の学術委員及び評議員は、以下の事由により、その学術委員又は評議員たる資格を喪失する。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。

- (1) 第12条から第14条までに規定する本法人の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合
- (2) 評議員については、総評議員の同意があった場合

第3章 役員及び役職

第17条（役員）

本法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事会において選定する。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人法上の代表理事とする。

第 18 条（理事及び理事長の職務）

理事は、理事会を組織し、法令及び本定款で定めるところにより、本法人の職務を執行する。

2 理事長は、本法人を代表し、学術集会を含め本法人の業務を総括する。

第 19 条（監事の職務）

監事は、一般社団法人法第 99 条から第 104 条までの職務を行い、これを評議員会に報告する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第 20 条（役員を選任及び解任）

理事及び監事は、本法人の評議員の中から、評議員会において選任する。

2 理事長は、法令の規定に基づき、理事会の決議により選定する。ただし、その選定については、再任を妨げないが、連続して 3 期（6 年）を超えることはできない。

3 理事及び監事は、評議員会の決議において、解任することができる。

4 理事長は、理事会の決議により解職することができる。

5 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

第 21 条（役員任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、いずれも再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第 22 条（役員報酬）

理事及び監事は、無報酬とする。

第 4 章 評議員会

第 23 条（評議員会）

本法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。定時評議員会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に開催する。臨時評議員会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 臨時評議員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する評議員から会議の目的及び招集の理由を記載した書面をもって理事に招集の請求があったとき

第24条（招集）

評議員会は、理事会決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項(2)に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日とする評議員会の招集通知を発しなければならない。
- 3 評議員会を開催するときは、会議の日時、場所、目的及び招集の理由を記載した書面をもって、法令に別段の定めがある場合を除き会日より7日前までに、評議員に対して通知を発しなければならない。

第25条（決議方法）

評議員会は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、評議員議決権の過半数の評議員の出席をもって議事を行い、出席評議員の議決権の過半数をもってこれを決する。

- 2 やむをえない理由のため評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の評議員を代理人として議決を委任することができる。
- 3 前項の場合、その評議員は出席したものとみなす。

第26条（議決権）

評議員会において、各評議員は各1個の議決権を有する。

第27条（議長）

評議員会の議長は理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、当該評議員会において選任された他の理事がこれを行う。

第28条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより書面または電磁的記録によって議事録を作成しなければならない。

第5章 理事会

第29条（理事会）

本法人の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めたとき開催する。

第 30 条（招集）

理事会は、理事長が招集する。但し、理事長に事故があるときは、他の理事が招集する。

第 31 条（決議方法）

理事会の議長は、理事長が行う。ただし、理事長に事故があるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。

2 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって、議事を行い、出席した理事の過半数をもって決する。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

第 32 条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。出席した理事長及び出席した監事はこの議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 会 計

第 33 条（事業年度）

本法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの年 1 期とする。

第 34 条（計算書類）

理事長は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時評議員会に提出し、(1) の書類についてはその内容を報告し、(2) 及び (3) の各書類については承認を求めなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

第 35 条（剰余金の処分制限）

本法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第7章 定款変更及び解散等

第36条（定款等変更）

本定款は、評議員の半数以上でかつ評議員の議決権の3分の2以上の賛成を得た評議員会の決議により変更することができる。

第37条（解散）

本法人は、理事会の決定を経て、評議員会において、評議員の半数以上でかつ評議員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

第38条（残余財産の分配）

本法人が解散等により清算するときに有する残余財産は分配しない。

2 本法人の残余財産は、国又は地方公共団体あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に寄付するものとする。

第8章 附 則

第39条（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

本法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員	坂本 博昭	[住所]
設立時社員	白根 礼造	[住所]
設立時社員	伊達 勲	[住所]
設立時社員	長坂 昌登	[住所]
設立時社員	長嶋 達也	[住所]
設立時社員	藤井 幸彦	[住所]
設立時社員	松村 明	[住所]
設立時社員	師田 信人	[住所]
設立時社員	山崎 麻美	[住所]
設立時社員	新井 一	[住所]
設立時社員	伊達 裕昭	[住所]

第40条（設立時役員）

本法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事	坂本 博昭
設立時理事	坂本 博昭
設立時理事	白根 礼造
設立時理事	伊達 勲

設立時理事	長坂 昌登
設立時理事	長嶋 達也
設立時理事	藤井 幸彦
設立時理事	松村 明
設立時理事	師田 信人
設立時理事	山崎 麻美
設立時監事	新井 一
設立時監事	伊達 裕昭

第 41 条(最初の事業年度)

本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成 30 年 4 月 30 日までとする。

第 42 条(定款に定めのない事項)

本定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人法及びその他法令によるものとする。

定款施行細則

第 1 章 総則

第 1 条（総則）

本定款施行細則（以下「本細則」という）は、一般社団法人日本小児神経外科学会定款（以下「定款」という）に基づき、定款の施行及び本法人の管理運営につき必要な事項を定める。

- 2 本細則中に用いられた用語は、本細則において別途規定されない限り、定款において用いられ又は定義されたとおりの意味を有するものとする。

第 2 章 学術委員及び評議員

第 2 条（学術委員）

正会員が、学術委員の資格を取得するには、次に掲げる資格要件を満たす必要がある。ただし、任意団体日本小児神経外科学会での会員期間、及び論文編数、発表回数等の実績を通算する。

- (1) 小児神経外科学に関する論文 5 編以上、共著者可。
 - (2) 本学会での発表（筆頭演者であることが望ましい）
 - (3) 本学会会員歴が 5 年以上
 - (4) 本学会会員歴期間に年会費の未納が無いこと、未納がある場合は全額支払うこと
 - (5) 評議員 2 名の推薦
 - (6) 上記と同等と理事会で認めた者
- 2 前項の資格要件を満たした正会員は、評議員・学術委員審査選出委員会に対して審査の申込を行い、同委員会の審査を経て、理事長の委嘱を受けて、学術委員の資格を取得するものとする。
 - 3 学術委員の任期は、第 2 項の委嘱を受けた後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 前項の任期中といえども、満 65 歳となる日の属する事業年度にかかる定時評議員会の終結時に任期満了となる。

第 3 条（評議員）

評議員の資格を取得するには、次に掲げる資格要件を満たす必要がある。ただし、任意団体日本小児神経外科学会での会員期間、及び論文編数、発表回数等の実績を通算する。

- (1) 本法人の機関誌へ筆頭著者として投稿論文（原著、総説、症例報告）3 編以上
- (2) 本学会で筆頭演者として発表 5 回以上
- (3) 本学会会員歴が 15 年以上
- (4) 本学会会員歴期間に年会費の未納が無いこと、未納がある場合は全額支払うこと
- (5) 日本小児神経外科学会認定医であること

- (6) 評議員 2 名の推薦
- (7) 学術委員の資格を 2 期（4 年）有したものであること
- (8) 上記と同等と理事会で認めた者

2 前項の資格要件を満たした学術委員は、評議員・学術委員審査選出委員会に対して審査の申込みを行い、同委員会の審査を経て、理事長の委嘱を受け、本法人の評議員となる。

3 理事長は、評議員に就任する者（再任を含む）を定時評議員会の議場において報告し、委嘱する。

4 評議員の任期は、第 2 項の委嘱を受けた後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 評議員は、一般社団法人法上の社員とし、同法上の社員総会を組織し、定款及び本細則並びに法令に従い、必要事項を審議し決議する。

6 第 4 項の任期中といえども、満 65 歳となる日の属する事業年度にかかる定時評議員会の終結時に任期満了となる。

第 4 条（再任）

学術委員及び評議員の再任候補者については、評議員・学術委員審査選出委員会において再任の審査を行い、不再任となった場合、また当該学術委員及び評議員から再任を辞退する申出があった場合を除き、再任するものとする。

2 再任の審査については、第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

第 5 条（疑義）

学術委員及び評議員の審査に関して疑義が生じたときは、理事会の決議に基づき処理するものとする。

第 6 条（選出情報の公開）

理事長は、評議員・学術委員審査選出委員会の決議により定めた以下の事項を学術委員及び評議員の選出が行われる年の 1 月末日までに、次の各号を含む情報を学会の機関誌あるいは本法人のホームページ上に掲載し、公開するものとする。

- (1) 提出する審査申請用紙の交付請求締め切り期日
- (2) 前項の申請書の受理締め切り期日
- (3) 応募基準，更新基準

第 7 条（理事会への報告）

評議員・学術委員審査選出委員会は、その審査の結果を理事会に報告しなければならない。

2 理事会への報告を経て、理事長は速やかに審査申請者に対して審査の結果を通知しなければならない。

3 理事会は、評議員・学術委員審査選出委員会の審査結果に異議を述べることができ、その場合は再度審査を行い、不相当と判断した場合には、学術委員及び評議員の審査申込みを却下するものとする。

第3章 年次会長

第8条（年次会長）

本法人は、評議員の中から、年次会長1名を置くことができる。

第9条（選任）

年次会長は、会長選出委員会の決議において選任する。

2 会長選出委員会は、翌々事業年度の年次会長を選任する。なお、年次会長の任期満了により、次年次会長が年次会長に就任するものとする。

第10条（任期）

年次会長の任期は、当該年次会長が主催する学術集会の開催年の5月1日から、翌年の4月30日までとする。

2 前項の任期中に評議員の任期が満了となった場合でも年次会長の地位及び職務は継続するものとする。

第4章 学術集会

第11条（学術集会）

本法人は、年1回学術集会を開催する。

2 年次会長は、学術集会を主催する。

3 学術集会において演者として発表する者は、本法人の会員でなければならない。

第5章 委員会

第12条（委員会）

本法人には、理事会において別に定める「委員会設置細則」に基づき、必要に応じて各種委員会を置くことができる。

2 各委員会の具体的任務及びその構成員等については、定款又は各種細則に別段の定めがある場合を除き、「委員会設置細則」によるものとする。

第6章 会計

第 13 条（資産）

本法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業にともなう収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第 14 条（経費）

本法人の事業を遂行するために必要な経費は、前条の資産をもって支弁する。

第 15 条（事業計画，収支予算）

本法人の事業計画及びこれにともなう収支予算は、毎事業年度の開始前に理事長が編成し、理事会の承認を経て直近の評議員会へ報告しなければならない。

第 16 条（収支決算）

本法人の収支決算は、毎事業年度終了後に理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て定時評議員会の承認を得なければならない。

第 17 条（会費）

本法人の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 金 10,000 円
- (2) 準会員 金 5,000 円
- (3) 賛助会員 金 50,000 円

第 7 章 施行細則の改正

第 18 条（改正）

本細則の改正は、理事会の決議による。
